

---

# 鋼船規則検査要領

N 編

液化ガスばら積船

要  
領

2014 年 第 1 回 一部改正

2014 年 6 月 30 日 達 第 36 号

2014 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2014年6月30日 達 第36号  
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## N 編 液化ガスばら積船

改正その1

### N3 船体の配置

#### N3.2 居住区域、業務区域及び機関区域並びに制御場所

##### N3.2.4 空気取入口及び開口の位置

-4.を次のように改める。

-4. 規則 N 編 3.2.4 の適用上、船首楼内の区画については、発火源となり得るものが格納される場合であっても、貨物エリアに面する戸を設けて差し支えない。ただし、戸の位置は、規則 N 編 1.1.4(15)に規定する危険場所の範囲外とすること。当該規定を満足することが実行不可能又は不合理な場合にあつては、規則 N 編 1.1.4(15)に規定する危険場所に発火源となり得るものが設置されないことを条件として、貨物エリアに面する入口、空気取入口及び開口を設けることが認められる。この場合、IEC 60092-502 に適合する防爆形電気機器は発火源とはみなされない。

#### 附 則 (改正その1)

1. この達は、2014年6月30日から施行する。

## N4 貨物格納設備

### N4.10 建造及び試験

N4.10.12 を次のように改める。

#### N4.10.12 二次防壁の検査

規則 N 編 4.10.12 の規定の適用上、少なくとも適切な方法により個々の貨物格納設備の設計に応じて要求されるガス密レベルが確保されていることを確認すること。ただし、二次防壁のガス密レベルを確認する方法として、微差圧試験を採用してはならない。接着型の二次防壁については、初回のクールダウンの実施前及び実施後にガス密レベルの確認を行ない、就航後の検査において参照するために計測された諸数値を記録すること。なお、~~2回の試験において個々のタンク又はタンク間で顕著な差異が認められた場合又は異常が認められた場合については、その原因を調査の上、必要に応じて貨物格納設備設計者が定める差圧試験、サーモグラフィ試験、アコースティックエミッション試験等の追加試験を実施すること。~~あらかじめ承認された試験方案に記載のある許容基準を満足しない場合には、その原因を調査の上、サーモグラフィ試験、アコースティックエミッション試験等の追加の試験を行うこと。

### 附 則（改正その2）

1. この達は、2014年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。